

鳥取県西部広域行政管理組合火災予防条例の一部を改正する条例 新旧対照表

改正案	現 行
<p>第1条から第10条 (略) (変電設備)</p> <p>第11条 屋内に設ける変電設備（全出力20キロワット以下のもの及び次条に掲げるものを除く。以下同じ）の位置、構造及び管理は、次に掲げる基準によらなければならない。</p> <p>(1)～(10) (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p><u>急速充電設備</u></p> <p>第11条の2 急速充電設備（電気を設備内部で変圧して、電気を動力源とする自動車等（道路交通法（昭和35年法律第105号）</p> <p>第2条第1項第9号に規定する自動車又は同項第10号に規定する原動機付自転車をいう。以下この条において同じ。）に充電する設備（全出力20キロワット以下のもの及び全出力50キロワットを超えるものを除く。）をいう。以下同じ。）の位置、構造及び管理は、次に掲げる基準によらなければならない。</p> <p>(1) <u>筐体は不燃性の金属材料で造ること。</u></p> <p>(2) <u>堅固に床、壁、支柱等に固定すること。</u></p> <p>(3) <u>雨水等の侵入防止の措置を講ずること。</u></p> <p>(4) <u>充電を開始する前に、急速充電設備と電気を動力源とする自動車等との間で自動的に絶縁状況の確認を行い、絶縁されていない場合には、充電を開始しない措置を講ずること。</u></p>	<p>第1条から第10条 (略) (変電設備)</p> <p>第11条 屋内に設ける変電設備（全出力20キロワット以下のものを除く。以下同じ）の位置、構造及び管理は、次に掲げる基準によらなければならない。</p> <p>(1)～(10) (略)</p> <p>2・3 (略)</p>

- (5) 急速充電設備と電気を動力源とする自動車等が確実に接続されていない場合には、充電を開始しない措置を講ずること。
- (6) 急速充電設備と電気を動力源とする自動車等の接続部に電圧が印加されている場合には、当該接続部が外れないようにする措置を講ずること。
- (7) 漏電、地絡及び制御機能の異常を自動的に検知する構造とし、漏電、地絡又は制御機能の異常を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させる措置を講ずること。
- (8) 電圧及び電流を自動的に監視する構造とし、電圧又は電流の異常を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させる措置を講ずること。
- (9) 異常な高温とならないこと。また、異常な高温となつた場合には、急速充電設備を自動的に停止させる措置を講ずること。
- (10) 急速充電設備を手動で緊急停止させることができる措置を講ずること。
- (11) 自動車等の衝突を防止する措置を講ずること。
- (12) 急速充電設備のうち蓄電池を内蔵しているものにあつては、当該蓄電池について次に掲げる措置を講ずること。
- ア 電圧及び電流を自動的に監視する構造とし、電圧又は電流の異常を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させること。
- イ 異常な高温とならないこと。また、異常な高温となつた場合には、急速充電設備を自動的に停止させること。

13 急速充電設備の周囲は、換気、点検及び整備に支障のないようにすること。

14 急速充電設備の周囲は、常に、整理及び清掃に努めるとともに、油ぼろその他の可燃物をみだりに放置しないこと。

2 前項に規定するもののほか、急速充電設備の位置、構造及び管理の基準については、前条第1項第2号、第5号、第8号及び第9号の規定を準用する。

第12条 屋内に設ける内燃機関を原動力とする発電設備の位置及び構造は、次に掲げる基準によらなければならない。

(1)～(4) (略)

2 前項に規定するもののほか、屋内に設ける内燃機関を原動力とする発電設備の位置、構造及び管理の基準については、第3条第1項第17号及び第18号の3並びに第11条第1項の規定を準用する。この場合において、第3条第1項第17号ウ中「たき口」とあるのは、「内燃機関」と読み替えるものとする。

3 屋外に設ける内燃機関を原動力とする発電設備の位置、構造及び管理の基準については、第3条第1項第17号及び第18号の3、第11条第1項第3号の2及び第5号から第10号まで並びに第2項並びに本条第1項の規定を準用する。この場合において、第3条第1項第17号ウ中「たき口」とあるのは、「内燃機関」と読み替えるものとする。

4 前項の規定にかかわらず、屋外に設ける気体燃料を使用するピストン式内燃機関を原動力とする発電設備であって出力10キロ

第12条 屋内に設ける内燃機関を原動力とする発電設備の位置及び構造は、次に掲げる基準によらなければならない。

(1)～(4) (略)

2 前項に規定するもののほか、屋内に設ける内燃機関を原動力とする発電設備の位置、構造及び管理の基準については、第3条第1項第17号及び第18号の3並びに前条第1項の規定を準用する。この場合において、第3条第1項第17号ウ中「たき口」とあるのは、「内燃機関」と読み替えるものとする。

3 屋外に設ける内燃機関を原動力とする発電設備の位置、構造及び管理の基準については、第3条第1項第17号及び第18号の3、前条第1項第3号の2及び第5号から第10号まで並びに第2項並びに本条第1項の規定を準用する。この場合において、第3条第1項第17号ウ中「たき口」とあるのは、「内燃機関」と読み替えるものとする。

4 前項の規定にかかわらず、屋外に設ける気体燃料を使用するピストン式内燃機関を原動力とする発電設備であって出力10キロ

ワット未満のもののうち、次の各号に掲げる基準に適合する鋼板（板圧が0.8ミリメートル以上のものに限る。）製の外箱に収容されているものの位置、構造及び管理の基準については、第3条第1項第1号（アを除く）及び第18号の3、第11条第1項第7号、第8号及び第10号並びに本条第1項第2号から第4号までの規定を準用する。

(1)・(2) (略)

5 (略)

(以下省略)

ワット未満のもののうち、次の各号に掲げる基準に適合する鋼板（板圧が0.8ミリメートル以上のものに限る。）製の外箱に収容されているものの位置、構造及び管理の基準については、第3条第1項第1号（アを除く）及び第18号の3、前条第1項第7号、第8号及び第10号並びに本条第1項第2号から第4号までの規定を準用する。

(1)・(2) (略)



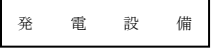



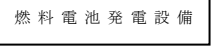
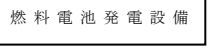

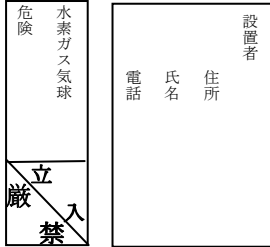
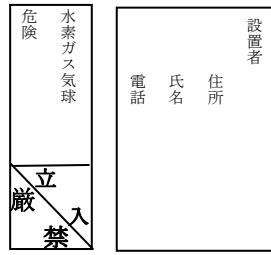
5 (略)

(以下省略)

鳥取県西部広域行政管理組合火災予防条例施行規則 新旧対照表

改正案	現 行
<p>第1条 (略) (標識、表示板及び掲示板)</p> <p>第2条 条例第8条の3第1項及び3項、第11条第1項第5項及び第3項、<u>第11条の2第2項</u>、第12条第2項、第13条第2項、第17条第3号、第23条第2項及び第4項、第31条の2第2項第1号(条例第33条第3項において準用する場合を含む。以下同じ)並びに第34条第2項第1号の規定による標識並びに第39条第4号の規定による表示板の表示基準、色、大きさ及び設置個所は、別表第1に定めるとおりとする。</p> <p>2 (略) (以下省略)</p>	<p>第1条 (略) (標識、表示板及び掲示板)</p> <p>第2条 条例第8条の3第1項及び3項、第11条第1項第5項及び第3項、第12条第2項、第13条第2項、第17条第3号、第23条第2項及び第4項、第31条の2第2項第1号(条例第33条第3項において準用する場合を含む。以下同じ)並びに第34条第2項第1号の規定による標識並びに第39条第4号の規定による表示板の表示基準、色、大きさ及び設置個所は、別表第1に定めるとおりとする。</p> <p>2 (略) (以下省略)</p>

鳥取県西部広域行政管理組合火災予防条例施行規則 新旧対照表

改正案							現行						
別表第1(第2条関係)							別表第1(第2条関係)						
区分	表示基準	色		大きさ		設置箇所	区分	表示基準	色		大きさ		設置箇所
		地	文字	幅 cm 以上	長さ cm 以上				地	文字	幅 cm 以上	長さ cm 以上	
変電設備の設置場所	 (注) 文字は、変電室、変電所でもよい。	白	黒	15	30	当該設備のある場所の入口又は直近の見やすい位置	変電設備の設置場所	 (注) 文字は、変電室、変電所でもよい。	白	黒	15	30	当該設備のある場所の入口又は直近の見やすい位置
発電設備設置場所	 (注) 文字は、発電室、発電所でもよい。	白	黒	15	30		発電設備設置場所	 (注) 文字は、発電室、電所でもよい。	白	黒	15	30	
蓄電池設備設置場所	 (注) 文字は、蓄電池室でもよい。	白	黒	15	30		蓄電池設備設置場所	 (注) 文字は、蓄電池室でもよい。	白	黒	15	30	
燃料電池発電設備設置場所	 (注) 文字は、燃料電池発電室でもよい。	白	黒	15	30		燃料電池発電設備設置場所	 (注) 文字は、燃料電池発電室でもよい。	白	黒	15	30	
急速充電設備設置場所	 (注) 文字は、急速充電所でもよい。	白	黒	15	30		水素ガスを充てんする気球の掲示場所	 水素ガスを充てんする気球の掲示場所	赤	白(斜線、ます枠も同じ。)	30	60	
水素ガスを充てんする気球の掲示場所	 危険 水素ガス気球 設置者 電話 氏名 住所 立入禁止	赤	白(斜線、ます枠も同じ。)	30	60	当該場所の入口又は柵等の要所で見やすい位置							